

岩手県告示第511号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和元年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和元年12月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社岩手環境衛生管理センター
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中ノ橋通二丁目3番17号
 - ウ 代表者の氏名 阿部豪夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第4780号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和元年12月2日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和元年12月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社山井建設
 - イ 主たる営業所の所在地 滝沢市根堀坂559番地5
 - ウ 代表者の氏名 山井正人
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第8315号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和元年11月28日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和元年12月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社匠技建
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字赤沢12番地15
 - ウ 代表者の氏名 新沼匠
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第9839号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和元年11月19日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和元年12月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社飛鳥商事
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東見前5地割57番地1-2階
 - ウ 代表者の氏名 宮崎隆行
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第20740号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年12月11日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和元年11月27日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社日下工務店

イ 主たる営業所の所在地 花巻市二枚橋3地割146番地2

ウ 代表者の氏名 日下宏

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第40126号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年11月22日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和元年12月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社伸栄建設

イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町好地第15地割1番地2

ウ 代表者の氏名 畠山真一

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第40199号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年12月2日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和元年12月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 岡崎工務店

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市三陸町吉浜字扇洞179番地2

ウ 代表者の氏名 岡崎充男

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第90001号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年5月27日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和元年12月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社銀河エナジー

イ 主たる営業所の所在地 釜石市大平町四丁目1番11号

ウ 代表者の氏名 伊藤彰

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第110149号

- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和元年12月6日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。